

○佐藤委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、塩尻委員から欠席する旨の、杉山委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、令和4年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。認定第1号、認定第2号、認定第5号ないし認定第8号、議案第1号ないし議案第3号、議案第6号、議案第7号、報告第7号及び報告第8号の以上13件につきまして、理事者から説明願います。

○稲田税務部長 認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算のうち、税務部所管分につきまして御説明させていただきます。

まず、市税歳入につきまして御説明申し上げます。議案と一緒に配られました市税決算説明資料の1ページ、2ページをお開きください。表の下から3行目の合計欄になりますが、予算現額395億6千万円に対し、収入額397億7千326万7千593円で、差引きが2億1千326万7千593円の増、率にいたしまして0.5%の増となっております。

予算額と比較し、増となった主な税目を説明させていただきますと、まず、表の上から1行目、市民税でございますが、予算現額175億7千512万2千円に対し、収入額176億2千982万2千711円で、差引き5千470万711円の増、率にして0.3%の増となっております。この主な要因としましては、特に、個人市民税で収入率が見込みを上回ったことなどによるものでございます。

また、固定資産税でございますが、予算現額140億5千383万6千円に対し、収入額142億450万5千999円で、差引き1億5千66万9千999円の増、率にして1.1%の増となっております。この主な要因としましては、固定資産税全体で収入率が見込みを上回ったことなどによるものでございます。

なお、市税全体での収入率につきましては、2ページの収入率欄の下から3行目にありますとおり、市税全体で97.18%となっており、前年度の95.99%と比べ、1.19ポイントの増となっております。収入率が上昇した主な要因としましては、令和2年度は、徴収猶予の特例などにより収入率が低かったこと、そして、その繰り越された税額が令和3年度に納付されたことなどによるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。各会計歳入歳出決算事項別明細書の84ページ、85ページをお開きください。表の下段部分が税務部所管事業となっております、2款2項徴税費の決算総額でございますが、予算現額16億3千340万6千円に対し、支出済額15億3千165万6千962円で、執行率93.8%となっております。

このうち、税務部が所管する主な臨時事業について御説明させていただきますが、まず、ページをめくりまして87ページの備考欄中、上から3つ目、ふるさと納税推進費10億1千652万8千392円でございます。令和3年度は、これまで利用してきたポータルサイトに加え、令和3年8月から新たなポータルサイトの増設を図ることにより、寄附者の利便性を確保するとともに、会場産品を活用した返礼品の拡充や、ポータルサイトの機能を活用した情報発信及びPR冊子の更新など、戦略的なプロモーションを行い、事業の推進に取り組んでまいりました。実績としましては、

寄附件数が延べ12万9千946件、前年度と比較して約1.1倍、また、寄附金額につきましては19億2千654万8千519円、やはり前年度と比較して約1.1倍となっているところでございます。

また、同じく2款2項2目の備考欄中、決算額の比較的大きいものとしていたしまして、税総合オンラインシステム整備費がございまして、令和3年度においては、税制改正に伴うシステム改修等を行い、1億8千598万8千円を執行したところでございます。

以上、概略であります。税務部所管に関わります令和3年度一般会計決算についての説明となります。よろしくお願いいたします。

**○林市民生活部長** 認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算の認定についてのうち、市民生活部所管分につきまして説明をいたします。

資料はございませんけれども、部全体の歳入歳出についてであります。

歳入ですが、予算現額8億4千281万9千円に対し、収入済額は7億5千785万7千45円となっております。その主な内容としては、16款使用料及び手数料が2億2千970万2千866円、17款国庫支出金が3億992万331円などとなっております。

続いて、歳出でございまして、予算現額16億701万3千392円に対しまして、支出済額14億3千31万3千569円、繰越額3千69万円でありまして、不用額は1億4千600万9千823円、執行率では89%というふうになっております。

続いて、市民生活部所管の事業につきまして、こちらは経常費が24事業、臨時事業費が21事業の合わせて45事業となりますけれども、主なものについて説明をいたします。

令和3年度主要施策の成果報告書、44ページを御覧ください。「3 地域 いきいき 温もりづくり」の地域まちづくり推進費であります。この事業は、全市15地域に設置した地域まちづくり推進協議会を通して、地域の情報あるいは課題を共有するとともに、その内容を反映し、地域の課題解決、また、活性化に取り組む事業主体に対しまして補助金等を交付したもので、事業費694万7千453円を執行しております。令和3年度は、地域の活動計画に基づき、複数の事業を一体的に実施する包括型補助金モデル事業の対象地域を拡大するなど、地域特性を生かしたまちづくりを推進してまいりました。

次に、45ページを御覧ください。地域会館建設費等補助金であります。こちらは、地域住民の主体性、連帯性を高める活動に使用する会館等を設置する団体に対しまして、新築、増改築、修繕、解体等の工事、それから物置等の設置に要する費用に対しまして補助金を交付するもので、事業費としては816万3千円を執行しております。令和3年度は、会館の修繕9件、解体4件、物置設置1件の計14件に対して補助金を交付し、地域活動の拠点整備、あるいは会館等の適正管理を支援してまいりました。

続いて、資料はございませんけれども、住民基本台帳ネットワークシステム管理費についてであります。この事業は、住民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムを整備、運用し、マイナンバーカードの交付に係る事務などを行うもので、事業費といたしましては2億2千91万5千331円を執行しております。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時中止しておりましたが、マイナンバーカードの出張申請受付を再開したほか、マイナンバーカードの交付日時をスマートフォンなどで予約できる、マイナンバー

カード交付予約管理システムを導入いたしまして、窓口で待つことなく受け取ることができるようにするなど、マイナンバーカードの申請、交付に係る利便性の向上を図ってまいりました。また、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を図るシステム改修費用について、事業の完了が令和4年度となりますことから、3千69万円を繰越いたしました。

次に、こちらも資料はございませんけれども、新型コロナウイルス感染症対策関連といたしまして、17款2項1目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、施設における感染リスクを低減させるといった観点から、東旭川農村環境改善センターのトイレの洋式化、それから勤労者福祉会館の窓を改修するなど、345万6千970円を執行して、安心して施設を利用できるように対策を講じてきたところであります。

以上、よろしくお願いいたします。

**○金澤福祉保険部長** 本定例会に提出している議案のうち、福祉保険部所管に係る事項につきまして、御説明申し上げます。

初めに、認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算の認定であります。

本日、資料はございませんが、決算の概要について御説明いたします。

福祉保険部の歳入総額でございますが、予算現額371.2億円に対し、収入済額347.6億円であり、その大部分、79.7%が17款国庫支出金で、276.9億円となっております。

次に、歳出総額でございますが、予算現額616.7億円に対し、支出済額580.9億円であり、執行率は94.2%、一般会計全体に占める割合は31.5%となっております。この支出済額580.9億円から、新型コロナ緊急対策分63.6億円を差し引いた517.3億円のうち、扶助費、特別会計繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金を合わせまして491.5億円は、簡単に削減することが困難なものでございまして、95.0%を占めております。

なお、翌年度繰越額は17.6億円、不用額は18.2億円となっております。

次に、福祉保険部所管事業についてでございます。経常費32事業、臨時費60事業の合わせまして92事業ございますが、その主な事業につきまして、主要施策の成果報告書に基づき御説明申し上げます。

それでは、主要施策の成果報告書の41ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の高齢者等除雪支援事業費、決算額は348万2千円です。これは、自力または家族での除雪が困難な高齢者、身体障害者の世帯を対象とする住宅前道路除雪において、地域の支え合いによる除雪体制を構築する事業で、令和3年度は54団体、301人の協力により、379世帯の住宅前道路除雪を実施しております。

次に、61ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の高齢者活動促進支援費、決算額は1億7千25万円です。これは、寿バスカードを利用した場合に支払う乗車料金を利用者に代わって市が負担するもので、令和3年度は、寿バスカード分で176万6千931件、JR分で3件、合計176万6千934件の助成を行っております。

次に、62ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の介護サービス等事業者感染症対策支援金、決算額は1億4千751万7千円です。これは、介護サービス等事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の発生及び蔓延防止のための継続的な感染防止対策を支援するため、916事業所に対し感染症対策支援金を支給しております。

次に、63ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害者就労施設受注促進費、決算額は1千115万8千円です。これは、コロナ禍で障害者就労施設の製品販売機会や請負業務が減少しているため、クーポン券をフリーペーパーに掲載し、当該施設の製品の購入などを促すもので、34事業所で6千800枚、計340万円分のクーポン券が使用されております。

次に、64ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金と、3款2項2目児童措置費の障害児通所支援等事業者感染症対策支援金、決算額は合わせまして3千827万円です。これは、先ほどの介護サービス等事業者感染症対策支援金と同様、継続的な感染防止対策を支援するため、297事業所に対し感染症対策支援金を支給しております。

次に、65ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の福祉灯油購入助成費、決算額は3億622万8千円です。これは、コロナ禍における原油価格の高騰により、とりわけ大きな影響を受けて、生活に困窮されている3万3千122世帯に対し、暖房用灯油の購入費等に充てるための助成金を支給しております。

続きまして、認定第2号、令和3年度旭川市国民健康保険事業特別会計決算の認定であります。決算事項別明細書の156ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額356億676万4千円に対し、歳出総額が351億4千745万4千円であり、実質収支は4億5千931万円の剰余となっております。会計全体の収入率は99.8%、執行率は98.5%でございます。

続きまして、認定第6号、令和3年度旭川市介護保険事業特別会計決算の認定であります。192ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額366億8千39万9千円に対し、歳出総額が359億6千320万8千円であり、実質収支は7億1千719万1千円の剰余となっております。会計全体の収入率は98%、執行率は96.1%でございます。

続きまして、認定第8号、令和3年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定であります。204ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額55億1千503万5千円に対し、歳出総額が55億1千280万5千円であり、実質収支は223万円の剰余となっております。会計全体の収入率は97.4%、執行率も97.4%でございます。

以上、令和3年度決算についての概要でございました。

続きまして、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、福祉保険部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の12ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の障害者自立支援給付費につきましては、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の新設や、前年度に交付を受けた道負担金の精算に伴う償還金などにより、1億3千154万4千円を補正します。財源は、国庫支出金が3千508万8千円、道支出金が1千704万9千円、一般財源が7千940万7千円です。

次に、自立支援医療費支給費につきましては、前年度に交付を受けた道負担金の精算に伴う償還金として154万5千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、障害福祉サービス等ICT活用推進費につきましては、障害者支援施設等に対し介護ロボット等導入経費を助成するため、701万3千円を補正します。財源は、国庫支出金が467万5千円、一般財源が233万8千円です。

次に、13ページの3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、大規模修

繕を行う認知症高齢者グループホームに対し、その経費の助成等をするため、2千142万4千円を補正します。財源は、国庫支出金が2千120万円、諸収入が22万4千円です。

次に、介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護職員等ベースアップ等支援加算の新設に伴い、繰出金6千179万6千円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、介護サービス等継続支援費につきましては、介護サービス事業所等において、利用者または職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費について助成するため、1億8千万円を補正します。財源は、全額が道支出金です。

次に、高齢者活動促進支援費につきましては、引き続き、高齢者の外出やワクチン接種を支援するため、寿バスカードの利用者自己負担分の無償化を来年2月まで延長する経費として8千685万4千円を補正します。財源は、国庫支出金が6千682万9千円、一般財源が2千2万5千円です。

次に、2項2目児童措置費の障害児通所給付費につきましては、前年度に交付を受けた道負担金の精算に伴う償還金として、1千807万円を補正します。財源は、全額が一般財源です。

次に、3項1目生活保護総務費の生活保護システム管理費につきましては、国の補助金を活用した生活保護業務の効率化を図るためのシステム等の導入・構築費として、1千271万9千円を補正します。財源は、全額が国庫支出金です。

次に、債務負担行為補正についてでございます。補正予算書の4ページ、第3表、債務負担行為補正（変更分）を御覧ください。老人福祉施設等建設補助金でございます。これは、養護老人ホームの建て替えに係る建設費について、昨今の物価高騰の影響により建設費が上昇していることから、補助額の総額を引き上げるため、限度額を変更しようとするものでございます。

続きまして、議案第2号、令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の23ページを御覧ください。2款6項1目の新型コロナウイルス感染症傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスに感染した被用者等に対して支給する傷病手当金の申請件数の増加に伴い、298万5千円を補正します。財源は、全額が道支出金です。

続きまして、議案第3号、令和4年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の25ページを御覧ください。2款1項1目の居宅介護サービス給付費、2目の施設介護サービス給付費、3目の地域密着型介護サービス給付費につきましては、いずれも介護職員等ベースアップ等支援加算の新設に伴う給付費として、それぞれ1億242万8千円、2億9千606万4千円、9千586万9千円の合わせて4億9千436万1千円を補正します。財源は、国庫支出金が1億1千877万4千円、道支出金が7千659万9千円、繰入金が1億6千551万円、支払交付金が1億3千347万8千円です。

6款1項3目の償還金につきましては、前年度に交付を受けた支払交付金と道支出金の精算に伴う償還金として、4千105万2千円を補正します。財源は、全額が繰入金です。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしく御願いいたします。

**〇浅田子育て支援部長** 認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算の認定のうち、子育て支援部所管分について御説明申し上げます。

資料はございませんが、最初に概要について御説明いたします。

歳入総額でございますが、予算現額192億4千670万2千円に対し、収入済額185億6千

171万5千711円となっております。主な内容といたしましては、17款国庫支出金が140億2千51万6千889円、18款道支出金が38億116万1千22円などとなっております。

次に、歳出総額でございますが、予算現額269億6千320万6千490円に対し、支出済額256億7千280万6千921円であり、執行率は95.2%でございます。

なお、翌年度繰越額は3千150万円、不用額は12億5千889万9千569円となっております。

続いて、子育て支援部所管の事業、経常費が23事業、臨時費が61事業の合わせて84事業のうち、その主なものについて、主要施策の成果報告書に基づき御説明申し上げます。

12ページを御覧いただきたいと思っております。4款1項1目の母子保健推進費3千20万9千541円でございます。本事業は、乳幼児健康診査等を実施し、子どもの心身の発達の異常や疾病の早期発見及び早期対応を行い、養育者の育児不安の解消、母性の増進及び乳幼児期の健康保持等を図り、健全な育児の環境づくりを推進するもので、令和3年7月から、市内小児医療機関に委託して行う10か月児健診を開始し、1千140人が受診し、受診率は85.3%となっております。

14ページを御覧ください。3款2項1目の新規事業、児童虐待予防・早期発見推進費、513万923円でございます。本事業は、児童虐待の発生予防と早期発見につなげるため、出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、関係機関と連携を図りながら、必要なサービスの調整などの相談支援を行うもので、令和3年度は、保健師が638件の相談支援を行うことで、児童虐待の予防と早期発見につながっております。

18ページを御覧ください。3款2項1目児童福祉総務費の保育士確保事業費4千637万2千623円でございます。本事業は、保育士資格の取得費用や家賃に係る補助、保育士体験ツアー等を行うことで保育士の確保及び就労継続を図り、保育士不足を解消しようとするもので、令和3年度は、保育士宿舍借り上げ支援事業では40施設、127人への補助を実施し、新卒・若手保育士の生活に係る費用の負担軽減が図られております。新型コロナウイルス感染症の影響により、進学・就職説明会等は中止となりましたが、保育士体験ツアーについては12人が参加しております。

以上が、一般会計の主な事業についてでございます。

続きまして、認定第5号、令和3年度旭川市育英事業特別会計決算の認定についてでございます。旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書の172ページ及び173ページを御覧ください。歳入総額でございますが、予算現額1億9千391万7千円に対しまして、収入済額1億5千423万7千937円となっております。収入済額の内訳は、1款財産収入が69万4千305円、2款寄附金が6千294万4千582円、3款繰入金が2千166万円、4款繰越金が891万2千653円、5款諸収入が6千2万6千397円となっております。

次に、歳出でございますが、174ページ及び175ページを御覧ください。予算現額1億9千391万7千円に対しまして、支出済額は1億4千960万2千896円であり、不用額は4千431万4千104円で、執行率は77.1%となっております。この内訳ですが、1款1項1目の育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金は7千2万9千335円、2目の育英資金給付型奨学金は782万8千979円、3目の積立金は7千174万4千582円となっており、その結果、176ページの実質収支に関する調書のとおり、令和3年度の実質収支額は463万5千円の剰余となっております。

続きまして、認定第7号、令和3年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定についてでございます。

194ページ及び195ページを御覧ください。歳入総額でございます。予算現額2億689万8千円に対しまして、収入済額3億4千111万4千64円となっております。収入済額の内訳ですが、1款繰入金が354万1千384円、2款繰越金が2億2千316万4千403円、3款諸収入が1億1千440万8千277円となっております。

次に、歳出でございますが、196ページ及び197ページを御覧ください。予算現額2億689万8千円に対しまして、支出済額8千243万9千866円であり、不用額は1億2千445万8千134円で、執行率は39.8%となっております。その内訳は、全て1款1項1目、母子福祉資金等貸付事業費で執行しており、その結果、198ページの実質収支に関する調書のとおり、令和3年度の実質収支額は2億5千867万4千円の剰余となっております。

以上、決算についてでございます。

続きまして、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の第5号、13ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、保育所等給食原材料費支援費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びウクライナ情勢に伴う物価高騰への対策としまして、認可保育所等における給食の質の維持と値上げを抑制するため、副食を対象に給食原材料費の物価高騰分を補助するとともに、主食分については、米の消費拡大も併せて推進するため、在園児1人につき1か月当たり2枚のお米券を配付するもので、5千553万2千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額一般財源となっておりますが、国の地方創生臨時交付金の対象事業となっております。

同じく3款2項1目のうち、子育て世帯臨時特別給付金償還金でございます。令和3年度中に受領した子育て世帯への臨時特別給付金の超過交付分を国に返還しようとするもので、800万8千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額一般財源でございます。

同じく3款2項1目のうち、新型コロナウイルス感染症対策費でございます。新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、愛育センター、市立保育所等の子育て関係施設における感染対策を徹底するため、空気清浄機を整備するもので、406万3千円を補正しようとするものでございます。財源は、全額一般財源となっておりますが、国の地方創生臨時交付金の対象事業となっております。

以上が、補正予算についてでございます。

続きまして、報告第7号、専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和4年3月14日、市内神居5条5丁目において、放課後児童クラブの用に供するため賃借している建物の屋根から落下した雪が相手方車庫及び物置に当たり、その両方に損害を与えたものであり、その損害賠償の額を41万2千500円と定め、令和4年6月22日に専決処分をさせていただいたものでございます。

積雪等の気象状況による管理施設への影響については、随時、安全確認を行っているところではございますが、今後におきましても、より一層適正な管理の徹底を図ってまいります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 本定例会への提出議案のうち、保健所所管

に関わる事項につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、認定第1号、令和3年度旭川市一般会計決算の認定でございます。

本日、資料はございませんが、最初に概要について御説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入総額でございますが、当初予算2億4千484万7千円に、新型コロナワクチンの繰越し17億1千602万2千円と新型コロナ関連予算の補正22億24万7千円を加えた予算現額41億6千111万6千円に対し、収入済額43億2千43万7千634円で、収入率103.8%となっております。差引き額の1億5千932万1千634円につきましては、そのほとんどが新型コロナウイルスワクチン接種関連の国庫支出金となっております。次に、収入済額の主なものといたしまして、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金が18億6千787万1千643円、道支出金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が3億2千441万2千円、使用料及び手数料のと畜検査等手数料が5千357万4千200円となっております。

続きまして、歳出でございますが、当初予算32億90万4千285円に、新型コロナ対策関連の補正30億186万7千970円を加えた予算現額62億277万2千255円に対し、支出済額56億8千142万6千781円で、執行率91.6%となっております。

以上が、保健所全体の決算概要となっております。

続きまして、歳出の事業費別の状況についてでございますが、保健所所管分の経常費22事業と臨時費17事業の計39事業のうち、主な4事業につきまして、歳入歳出決算事項別明細書に基づき御説明を申し上げたいと思います。

初めに、事項別明細書98、99ページを御覧いただきたいと思います。右端の備考欄下段の4款1項2目、がん対策費2億1千882万7千262円でございます。本事業は、がんの早期発見、早期治療により、がんによる死亡者の減少や、健康寿命の延伸を図るとともに、がん検診をきっかけとした健康意識の向上を推進するため、延べ5万4千314人に対し各種がん検診等を実施したものでございます。昨年度は、2度の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出されたため、一部、巡回検診を中止いたしました。後日改めて検診日を設定するなどして検診機会の確保を行ったほか、個別受診勧奨、企業と協力した検診PRなどにより、延べ受診者数は、受診控えなどにより大きく減少した前年度と比較して3%の増となっております。

続きまして、次のページ、100ページ、101ページを御覧いただきたいと思います。備考欄、一番上でございます4款1項2目の予防接種費6億7千797万7千32円でございます。本事業は、いわゆる感染症法に基づき、定期の予防接種を円滑に実施することで、個人の発病予防及び重症化の防止、さらに、集団での感染症蔓延の予防を図るものでありまして、昨年度は、計16疾病に対するワクチン接種等を延べ10万2千242人の市民に対して実施いたしました。

続きまして、その7つ下でございます新型コロナウイルス感染症対策費11億1千972万458円であります。本事業は、新型コロナウイルス感染症の予防、感染拡大防止及び治療の促進を図ることを目的として、感染症の予防啓発、発生対応、疫学調査、検体採取、感染症患者に対する医療費の公費負担や移送等を行ったものでございます。

続きまして、その下でございます新型コロナウイルスワクチン接種事業費28億7千451万1千517円でございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症の発症予防及び蔓延防止のため、国の指示の下、北海道の協力により、本市が実施主体として新型コロナワクチンの接種を行ったも

のでございます。本市においては、市内約150の医療機関と4か所の集団接種会場で接種を行い、高齢者施設巡回接種やバス送迎接種、予約サポートセンターの開設など、接種促進の取組を図りながら、令和3年度は、5歳以上の旭川市民延べ64万1千612回の接種を実施したところでございます。

以上、概括的ではございますが、保健所所管分に係る令和3年度の決算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分について御説明を申し上げます。

補正予算書14ページを御覧いただきたいと思います。4款1項2目、新型コロナウイルス感染症対策費についてであります。本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、医療機関と連携して発生対応や医療費の公費負担等を行うものであります。令和4年度は、感染状況に応じて3か月ごとに予算を計上しているところでございます。こうした中、BA.5への置き換わりによる7月中旬以降の第7波の到来により、感染状況が悪化しており、8月22日には感染者数630人と過去最多を記録するなど、これまでにない感染拡大が見られておりますことから、10月以降についても引き続き事業を継続するため、10月から12月に執行いたします5億2千32万5千円を計上するものでございます。なお、財源は、国庫支出金、道支出金、一部、一般財源となっております。

次に、発熱外来体制構築費についてでございます。本事業は、10月以降においても新型コロナウイルス感染症疑いを含む発熱者の大幅な減少が見込まれない状況にありますことから、市民が安心して医療を受けられるよう、引き続き、協力・サポート医療機関への支援、土日、祝日、年末年始に発熱等の有症状者に対する診療、検査を行う休日当番医への協力金に加えて、これらの医療機関に対して診療時の感染リスク低減のため提供いたします个人防护服などに要する経費といたしまして、10月から3月までの6か月分、3千374万6千円を計上するものでございます。なお、財源は、新型コロナウイルス感染症対策基金となっております。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてでございます。本事業は、9月末までを接種実施期間として、順次、接種を進めておりますが、今後、新たに予定されておりますオミクロン株対応ワクチンなどの接種に当たって必要となる事業費といたしまして、17億4千213万9千円を計上するものでございます。なお、財源の内訳は、国庫支出金、道支出金、諸収入となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費についてでございます。第7波は、第6波の2倍を超える感染状況でありまして、想定を超える高止まり傾向にあります。これによりまして、多くの自宅待機者が発生しておりますことから、本事業は、感染者が外出することなく自宅療養・待機に専念できる環境を整備するため、自宅療養セットの配付や、かかりつけ医による健康観察など、引き続き、自宅待機者の支援を行うため、12月までの執行分といたしまして5億6千586万3千円を計上するものであります。なお、財源は、道支出金となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症地域医療機関支援費についてでございます。本事業は、クラスター発生からの早期収束、再開に向け、外来診療や検査等を休止した、発熱外来を行っております医療機関に対して支援金を給付するとともに、医師が感染し、外来診療を休止した、発熱外来を行

う医療機関に対しても支援金を給付するものでございます。対象は、令和3年度以降、外来診療等を休止した医療機関で、支援金は、病院が100万円、診療所が30万円で、総額3千950万円を計上するものでございます。なお、財源は新型コロナウイルス感染症対策基金となっております。

次に、その下にございます4款1項3目の普通公衆浴場燃料価格等高騰対策費についてでございます。本事業は、地域住民の日常生活において、その健康の保持及び保健衛生上必要不可欠なものとして使用され、また、物価統制令によって入浴料金が統制されている普通公衆浴場に対し、燃料価格等の高騰の中においても衛生的管理を確保しながら事業を継続できるよう、燃料価格等高騰分の一部を支援するため、384万円を計上するものでございます。

保健所所管分については以上でございます。

続きまして、条例の改正について御説明を申し上げたいと思います。

議案第7号、旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案につきましては、厚生労働省が、子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究の研究成果などを踏まえまして、令和2年12月10日に公衆浴場における衛生等管理要領等を改正し、混浴制限年齢の目安を満10歳以上から満7歳以上と引き下げたことから、本市においても、混浴におけるトラブルの防止や、望まない混浴等を回避し、子どもや保護者、一般の入浴者全てが安心して入浴できる環境を確保するため、混浴制限年齢を現行の10歳以上から7歳以上とするものでございます。なお、施行日につきましては、混浴制限年齢の引下げに不安を感じる方もおられると考えますことから、周知期間を考慮いたしまして、令和5年4月1日としております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○富岡環境部長** 初めに、第3回定例会提出議案であります認定第1号、令和3年度一般会計決算の認定のうち、環境部所管分につきまして御説明いたします。

特に資料はございませんが、まず、歳入でございます。予算現額14億9千92万8千円に対し、収入済額は14億5千84万7千144円、差引き4千8万856円の減となっております。主な減の要素といたしましては、ごみ焼却処分手数料における事業系ごみ搬入量の減、発電余剰電力売電収入における売電単価の減などとなっております。

次に、歳出ですが、予算現額35億1千712万3千383円に対し、支出済額は34億6千977万4千497円、不用額は4千734万8千886円で、執行率は98.7%となっております。不用額につきましては、缶・びん等資源物中間処理施設整備費の委託及び工事の発注において入札差金が生じたことが主な要因となっております。

続きまして、歳出の主な事業につきまして御説明いたします。

決算事項別明細書100ページを御覧ください。上から2段目、4款1項3目環境衛生費の主な事業について、順次、御説明いたします。

101ページ、備考欄中段の少し下を御覧ください。初めに、鳥獣対策費でございます。決算額745万8千689円につきましては、繁殖期に威嚇行為を行うカラスや、人の生活圏に出没するヒグマの対策を実施したものでございます。特に、令和3年度は、市街地に隣接する河川敷にヒグマの出没が相次いだため、地域住民への注意喚起に加え、センサーカメラによる監視、猟友会及び警察と連携したパトロールの強化など、被害の防止に取り組んでおります。

続きまして、その6つ下を御覧ください。地域エネルギー設備等導入促進費、及び、その下の地

域木質バイオマス利活用促進事業費でございます。決算額はそれぞれ、191万1千407円と293万8千円となっておりますが、主に、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を導入する費用の一部を補助するもので、令和3年度は、両事業合わせて33件の補助を実施しております。

次に、102ページの上から2段目の4款2項1目じん芥処理費の主な事業について御説明いたします。

103ページ備考欄の上から12番目のごみ収集運搬費でございます。決算額13億2千877万410円につきましては、各家庭から排出されるごみなどをごみステーションから収集運搬するもので、民間事業者12社に委託をしております。

次に、同じ枠内の下から3番目、缶・びん等資源物中間処理施設整備費でございます。決算額9千343万8千179円につきましては、現在の近文リサイクルプラザに代わる（仮称）旭川市リサイクルセンターの基本設計のほか、建設用地の地下工作物撤去に係る実施設計及び工事を実施したものでございます。

次に、その2つ下になります、一般廃棄物組成等調査費でございます。決算額1千21万230円につきましては、計画的なごみ処理施策の推進に向け、基礎資料を再構築するため、市内で排出される一般廃棄物の組成調査及び排出量予測を実施したものでございます。

次に、その2つ下になりますが、4款2項2目し尿処理費の浄化槽設置整備費でございます。決算額808万3千204円につきましては、公共下水道整備区域外における個人住宅での合併処理浄化槽の設置に対して工事費用の一部を補助するもので、令和3年度は15基分の補助を実施しております。

令和3年度決算に関する説明は以上となります。

続きまして、議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管分につきまして御説明をいたします。

初めに、補正予算書の8ページ上段の16款2項3目19節家庭ごみ処理手数料でございます。これは、指定ごみ袋の交付に伴う収入でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として保健所が配付しております自宅療養セットに指定ごみ袋が含まれており、感染者数の増加によって、その交付数量が当初の想定を上回る見込みとなったため、1千753万8千円の増額補正を行うものでございます。

次に、14ページ、4款2項1目じん芥処理費のうち、家庭ごみ処理費用適正化事業費でございます。これは、指定ごみ袋の製造を行おうとするものですが、原材料費の高騰などにより、当初の予算内では必要数の製造が困難になったことに加え、ただいま申し上げましたように、新型コロナ対策に係る自宅療養セットに含まれている指定ごみ袋の交付数量が当初の想定を上回り、在庫に不足が生じる見込みとなっております。このため、在庫切れを起こすことのないよう、不足分の追加製造等に要する費用として1千567万6千円を補正しようとするものでございます。財源は全額、家庭ごみ処理手数料でございます。

続きまして、その下段になります、近文清掃工場設備補修費でございます。近文清掃工場は平成8年から供用開始し、今年で27年目を迎え、設備の老朽化が進行しております。特に、昨年度からは、焼却灰を焼却炉から排出する灰押し出し装置の磨耗が進み、装置が緊急停止するなど、運転に支障を来している状況となっております。この装置が停止いたしますと、焼却炉の運転ができず、

燃やせるごみの処理に大きな影響を及ぼすこととなるため、運転管理業務受託者と協議の上、早期の補修が必要と判断したところでございます。補正額につきましては、2炉合わせて2千57万円で、全額委託料となっております。

補正予算に係る説明は以上となります。

続きまして、報告第8号、専決処分の報告につきまして御説明をいたします。

本年6月20日、ごみの自己搬入で来場した市民が運転する普通乗用車が、旭川市廃棄物処分場の敷地内の通路で落下物を踏んだことにより、タイヤ1本が破損したことに対し、市の負担割合を100%とし、その損害賠償額を2万5千300円と定め、本年7月12日に専決処分したものでございます。このたびの事故を踏まえ、今後は、場内の清掃回数を増やし、敷地内の安全確保を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○松本福祉保険部保険制度担当部長** 議案第6号、旭川市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、旭川市老人デイサービスセンター条例に基づき運営してきた旭川市神居デイサービスセンターの廃止に伴い、当該条例を廃止するものでございます。その内容であります。旭川市神居デイサービスセンターは、老人福祉法に基づく老人デイサービスセンターとして、平成9年に開設し、昨年度まで、指定管理者として社会福祉法人にその運営を委託していたところでございます。このたび、令和3年度末をもって指定期間が終了するため、令和3年10月18日から12月7日までの間、令和4年度から5年間の指定管理者を公募したところ、応募者がなかったことから、本年4月1日以降、新たな指定管理者が選定されるまでの期間、一旦、施設を休止するとともに、令和4年2月8日から3月31日までの間、指定管理者の再公募を行ったものの、応募者がなかったところでございます。

神居デイサービスセンターを整備した当時は、介護保険制度が開始しておらず、市内の通所系の施設が限られており、現在と比較するとサービス量が非常に少なく、行政としてサービス提供体制の整備が必要とされた時代でございました。その後、介護保険制度が開始し、現在では、多くの民間による通所系サービスが提供されていることから、市が設置する通所介護事業所の役割を終えたものと判断し、施設を廃止することとしたものでございます。

施行日は公布の日としております。

以上、よろしくお願いいたします。

**○佐藤委員長** ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○佐藤委員長** なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和4年第3回定例会提出議案に関わる事項であります新型コロナウイルス感染症対策費に係る補正予算について、庁用自動車による交通事故について、以上2件について、理事者から報告願います。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 報告第3号、専決処分の報告につきまして、

総務常任委員会所管ではございますが、保健所に関連いたしますので御報告を申し上げたいと思います。

本件につきましては、緊急施行を要するため、8月24日に令和4年度旭川市一般会計補正予算を専決処分したものでございます。

報告第3号につきまして、専決処分書の別紙にあります令和4年度旭川市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧いただきたいと思います。4款1項2目、新型コロナウイルス感染症対策費についてであります。先ほども御説明申し上げましたが、7月中旬以降の第7波は、第6波の2倍を上回る勢いでございまして、感染力が強く、置き換わりが進むオミクロン株の流行継続を見据える中、経済と医療の両立に向け、相談体制や医療提供体制の強化、自宅療養の支援などは不可欠であり、アウトソーシングなどの推進による保健所の体制強化や、全庁応援を含む職員の負担軽減、抗原検査キット配付による1次医療機関の負担軽減など、医療提供体制の充実が急務でございました。このような中、新学期を迎え、さらなる急拡大が見込まれ、医療提供体制、保健所体制の強化は喫緊の状況であったことから、新型コロナウイルス感染症対策費に4億2千576万5千円を計上し、感染拡大に対応するため、補正予算を専決処分したところでございます。

以上でございます。

**○金澤福祉保険部長** 報告第4号、専決処分の報告につきましては、総務常任委員会の所管でございますが、そのうち整理番号1につきましては、福祉保険部に関わりがありますことから、その内容につきまして御説明申し上げます。

本年6月4日、午前11時50分頃、福祉保険部障害福祉課職員の運転する軽自動車が、2条通11丁目の信号機のない交差点において右方から直進の相手方車両と接触し、双方の車両を破損したものでありまして、相手方に対する賠償額を6万7千円と定め、本年7月25日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は20%でございます。

交通事故の防止に向け、今後、より一層安全運転に努めるよう、周知徹底を図ってまいります。

以上、よろしくお願いたします。

**○佐藤委員長** ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○佐藤委員長** なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者については、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、まず、旭川市子育て世代包括支援センターについて、理事者から報告願います。

**○浅田子育て支援部長** 報告事項、旭川市子育て世代包括支援センターについてでございます。配付資料、カラーのものでございますが、御覧いただきたいと思います。

現在、第二庁舎3階及び子ども総合相談センターに分散しております子育て世代包括支援センター機能については、市中心部のツルハ旭川中央ビル2階に集約、移転することで準備を進めてきたところでございますが、令和4年9月1日付で賃貸借契約を締結し、10月1日に旭川市子育て世代包括支援センター、w a k a ・ b a としてオープンいたします。

1ページ中段の概要を御覧ください。所在地は、旭川市1条通8丁目のツルハ旭川中央ビル2階、賃借面積は1千257.48平米と、現在のおやこ応援課執務室及び乳幼児健康診査等を実施して

いる実務スペースの約1.5倍の広いスペースとなっております。主な機能といたしましては、おやこ応援課執務室のほか、乳幼児健康診査や各種相談を行うスペース、健診の待合等にも利用できるプレイルームがございます。また、乳幼児連れでの利用が多い施設ですので、おむつ替えや授乳ができる専用のベビールームを完備しております。

このwaka・baという名称ですが、右下にカラーで記載しておりますとおり、旭川未来会議2030子育て分野の意見により、わくわく、安心、子育て、旭川のアルファベット表記の頭文字と、若い葉の若葉を掛け合わせ、子どもは若葉のようにすくすく育てほしい、親には子育てを楽しんでほしいという思いのほかに、waka・baの「ba」には、保護者と子どもにとっての居場所となるようにとの思いが込められているものでございます。また、施設の安全性や利便性の確保、利用しやすい施設の雰囲気づくりなどは、子育て中の方、あるいは子育てに関する活動を行っているこれらの参加者からの御意見を反映したものでございます。

資料2ページを御覧ください。施設のレイアウトを示しておりますが、左側のプレイルームについては、アコーディオンカーテンによりプレイルームと育児指導室を用途に応じて使い分けられるよう、弾力的な運用を可能にしております。当面は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への配慮などから、乳幼児健診の待合スペースとして使用しますが、新年度に向けては、未来会議での意見も踏まえ、土日の開放などを検討してまいります。

資料の下段を御覧ください。アクセスにつきましては、公共交通機関を利用される方の利便性向上のほか、自家用車で来所される方向けには、旭川中心街共通駐車券のラクラクチケットの利用サービス券をお渡しし、利用者負担を軽減することとしております。

3ページを御覧ください。旭川市子育て世代包括支援センターに関する附帯決議への対応についてでございます。1にございますように、第1回定例会で令和4年度予算に付された附帯決議では3点の事項がございました。2の対応と考え方の(1)ツルハ旭川中央ビル賃貸に係る債務負担行為の期間の一定期間ごとの検証と見直しについてですが、賃貸借契約書において、契約期間の中間年となる10年を経過するときに効果検証を行い、設置目的の達成が困難な場合は中途解約できる旨の条項を盛り込んでおります。資料4ページを御覧ください。(2)施設の安全性についてですが、来所に当たっては、ビル1階からエレベーター等での来所を基本的な動線として御案内しますが、隣接する立体駐車場との連絡通路を利用される場合に備えて、手すりや床面の隙間をパネルで完全に覆いました。また、連絡通路及び1階のエレベーター横にインターホンを設置し、大型ベビーカーを利用する場合などでお困りの際には職員が駆けつけ、速やかにサポートできる体制といたします。(3)供用開始後の利用者の声に基づくソフト面などへの柔軟な対応については、利用者アンケートの実施や意見箱の設置などにより利用者ニーズの把握に努め、可能なものから順次実施してまいります。また、おやこ応援課の移転による各種手続の窓口につきましては、オンラインで同センターと各担当課をつなぐことで、認可保育所入所申請の確認と受付など、おやこ応援課が現庁舎から離れるに当たり、他課との簡易な取次ぎに可能な限り対応してまいります。

資料の5ページから8ページでございますが、旭川未来会議2030からの主な意見とその反映状況でございます。可能な限り反映した内容で施設のオープンを迎えるところではありますが、運用スタート後も常に改善を図りながら、子どもの成長のように、施設も、またサービスも成長してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症の発生状況について、理事者から報告願ひます。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 新型コロナウイルス感染症の発生状況につきまして、お手元に資料を配付させていただいております。これに基づきまして、御説明を申し上げたいというふうに思います。

1 ページ目、上段のグラフでございますが、毎度出している、今年に入ってからの日別の発生状況ということであります。先ほど御説明を申し上げましたように、8月24日に専決処分させていただいたところでございますが、その2日前、8月22日に過去最多となります630人の感染者が発生した状況でございます、その日をピークといたしまして、その後、8月下旬には、少しずつピークアウトの様相が見えていた状況でございます。

1 ページ真ん中のグラフ、人口10万人当たりの1週間の発生者数のグラフを御覧いただきたいと思ひます。こちらについても、過去最多が同じく8月22日の993.1人、今回、令和4年1月1日の住基台帳の人口と合わせたものですから、若干、前回までの資料の旭川の人口の基礎数と違っておりますが、グラフの形は全く一緒でございます。8月22日にピークを迎えたというふうに考えておりましたが、残念ながら9月に入りまして、また増加傾向というような状況が見られております。

その特徴といたしましては、直近1か月の人口10万人当たりの1週間の発生者数、北海道・札幌市と本市の比較という一番下のグラフ、今回、初めて御提示をするグラフを御覧いただきたいと思ひます。このグラフは、実線が旭川市、細かい点線が札幌市で、大きい点線が北海道というふうになっておまして、8月上旬には、札幌市の感染状況が北海道及び本市と比較して悪かった状況であります、8月中旬に、これがおおむね合わさったという状況でございます、合わさって以降、先ほどの御説明のとおり、8月下旬にかけて減少していったものの、9月に入りまして、本市だけが発生数が伸びてきている状況になっているという状況であります。なぜ本市だけかというのは、なかなか分析が難しいところではあります、相変わらず市内クリニック等での検査数が非常に多いというような状況もあるのかなというふうにも思っております。ただ、今回の感染拡大は、感染の発生状況から分析しますと、やはり新学期がスタートしまして、小学校、中学校、高校などでの感染拡大が進み、さらにそれらが家庭に持ち込まれて家庭内での感染が起きているという事象が見られていることから、要因といたしましてはそういったものではないかなというふうに分析をしているところでございます。

続いて、2ページ目、直近1か月の発生者数のグラフでございます。日ごとのグラフになっておまして、先ほど申し上げました8月22日がちょうど中央ぐらいにございますが、630人、その前の週に628人、さらには今週の月曜日に614人と、この3つ、さらには、盆明けのところに600人を超える棒がありますけれども、こういったように、引っ込んでいるのが休日、もしくは日曜日に当たりますけれども、その次の日がやはり感染者が多いという状況になっておまして、

そういった意味では、日曜日にクリニックにかかれなかった方が月曜日、火曜日に陽性が判明しているという例が相変わらず続いているというような状況になっております。なお、本日公表の数字については300人台というふうになっております。

続いて、真ん中の自宅療養・待機者のグラフでございますが、過去最多を記録したのが8月26日で4千843人ということで、以降、3千人台になった時期もございましたが、現在のところ、おおむね4千人の自宅療養・待機者がいるというような状況です。一昨日、国から、療養期間の短縮という通知が出ております。従前は、10日間の療養期間を経て11日目解除、残り3日間、72時間の経過が良好であればという条件つきでありましたが、おおむね10日間で療養が解除されていたものが、今回の通知では7日間に短縮、しかも、72時間の観察期間で変化がなければということが、24時間に短縮されたということでございます。本市としては、それが反映されるのが本日からになりますので、自宅療養・待機者は、本日、一気に数が減ることになります。資料提出時点では本日の数字は入ってございませんので、このような数字となっております。

病床の稼働率でございます。2ページ目の下のグラフ、第7波の最高が8月18日の57.4%ということになっております。実はこの日までが北海道で指定する医療提供体制のフェーズ2でありましたが、翌日、8月19日からフェーズ3に移行したため、その分、本市といたしましても確保病床が増え、結果として病床稼働率が一時期減ったという状況がありましたが、その後、また病床の稼働が伸びてきているという状況でございます。

3ページ目、上の表を御覧いただきたいと思っております。これが、昨日朝現在の各医療機関ごとのコロナ専用病床の確保数と稼働状況でございます。本年4月までは、5つの基幹病院のみでコロナ専用病床を確保していたところでありますが、本年4月以降、順に、圭泉会病院5床、そして、8月からは脳神経外科循環器内科病院14床のいわゆる民間病院のコロナ専用病床の確保も進みまして、トータルとして現在のフェーズ3の病床確保数といたしましては186床となっております。今後につきましても、民間病院に対しまして、コロナの専用病床を確保していただきたいというお願いを行ってまいりたいというふうに考えてございます。ただ、このような確保をしていた中で、病床使用数95は本年最多の数となっております。稼働率が51.1%と、北海道の他の地域の30%台と比較しまして非常に稼働が多い状況であります。

この要因といたしましては、続いて、4のクラスターの状況にありますとおり、5ページ目を御覧いただきたいんですが、例えば、207番につきましては、住宅型有料老人ホームで8月20日に発生をしまして、17人の感染者が出まして、9月4日に終息をしたというような見方をいたしますが、ここでまだ日にちが入っていない部分については、現在も継続しているクラスターというふうに御理解をいただければと思います。保健所といたしましては、これほどのクラスターを抱え込んだことはこれまでございません。したがって、保健所といたしまして、各施設、あるいは医療機関に対するマークというのは非常にきつい状況になってきているというような状況でございます。その中で、対応といたしましては、これまでのように一か所、一か所、丁寧な施設介入というのが非常に難しい状況になってございます。したがって、特にハイリスクであります入所者に特化した対応ということで、経口治療薬でありますラゲブリオの投与でありますとか、必要に応じて、特に、酸素投与が必要だというふうに判断された場合につきましては、医療機関のほうに入院という形を取っております。このことから、先ほど申し上げたとおり、コロナ専用病床の

稼働率が上がってきているという状況、さらには、50%ということで、半分の稼働ということですが、以前にもあったことでありますけれども、看護と同時に介護が必要な入院患者が増えていることで、コロナ専用病床を抱えている各医療機関においては、数字以上に逼迫している状況にあるというようなことになってございます。

現在、旭川市におきましては、感染者数が再び伸びてきている状況が見られる中で、先ほど、専決の御説明を申し上げましたけれども、保健所の負担等もこのままですと非常に難しいと判断をさせていただきまして、今回、アウトソーシングの導入を行うわけでありまして、いずれにいたしましても、特にハイリスクの方々について、これまで同様、徹底的なマークをしていながら、ハイリスクの皆さんの健康と生命を何とか守っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○小松委員 簡単に1～2点、この後、補正予算でも質疑の場があると思いますんで。

改めて、今日提出されたグラフを見せていただきました。部長も報告の中で触れておりましたが、旭川市の発生状況が、最近ですと、道内他都市と比べても特異な伸び方、感染状況を示しているのかなというふうに思っています。数日前でしたか、200万都市の札幌が八百数十名、そのときに30万都市の旭川が四百数十名、一体何が起きているのかということを感じました。部長も触れられておりましたが、検査数が比較的多いのが旭川市の特徴であります。新学期もスタートしています。しかし、新学期は、道内各地、共通した状況かと思えます。なかなか油断できない事態に直面しているものというふうに思います。

あわせて、私が今ちょっと報告を聞いた中で、病床の利用率が50%を超えています。言うまでもなく、軽症、中等症は入院しないで待機してもらうというのは基本的な考え方だと思います。だから、比較的、高齢者、既往症がある方を中心に入院されているものと思いますが、50%を超えるというのは、一般的に、全国的な報道でもそうなんですが、危機ラインというふうに言われて、様々な分野に影響を及ぼすというふうに言われています。新型コロナウイルスに感染した人が、入院が必要とドクターが判断しても、入院できないこともあり得る。そして、感染者以外の一般疾患の人を病院に搬送して入院させようとしても、これにも影響を及ぼすというのが、いわゆる危機ラインの危機と言われる中身なんだろうというふうに思っています。

それでお聞きしたいのは、道内の中でも、直近の発生状況は下がらないで上向き、あるいは高止まり、この件数が反映して、病床の利用率というのも深刻な状況になっていて、保健所の職員の皆さん方をはじめ、医療機関の皆さん方は、昼夜問わず本当に御苦労されているというふうに思うんですが、そうは言っても、今後、こういうふうにして減少させていくとか、感染を抑え込んでいくというのは、なかなか有効な手だてが全国的にも見えてきていないというふうに思うんです。だから、この状況がさらに拡大していくと、市民の健康に非常に大きな影響を及ぼすというふうに思うんですが、感染が広がっているときというのは、なかなか対応策というのが取りづらい側面もあるんですよ、スタッフの皆さん方ももう現状の業務で手いっぱいということなので。この辺を今後、どういうふうに、それは今、発生状況が多くなっている時期ですから、すっきりしたものはなかなか、部長といえどもお答えが難しいと思うんですが、この今の状況から少し希望を持てる方向があるとすれば、どういうところに見いだそうとしているのか、その辺をちょっとお聞かせいただければ

ばと思います。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 一度発生、そして感染拡大が進みますと、容易にそれを止めることはできませんし、もしできるのであれば、多分、今までどこの自治体も、どこの国もやっていたんではないかなというふうに思いますが、この状況になったときにこういう対処をして、こういうふうに守っていくんだという方針は、保健所としてははっきり持っておりまして、先ほど来、申し上げておき、やはり一番リスクを抱えているのは高齢者の方ですから、今、現状として、高齢者の施設がこれだけやられている、あるいは一般の御家庭の中で感染されている高齢者も多いというような状況になっています。前回、資料を出させていただいたときの円グラフにあったとおり、第6波のときはまだ高齢者が少なかった、むしろ、若年層の感染が拡大していたということで、子どもたちやその親世代が多かったわけですが、ここに来てやはり高齢者が多くなっているのは、明らかに、ワクチンの抗体がなかなか保てていなくて、落ちてきているところに刺さり込んできたのがこの第7波ということなんだろうというふうに解釈をしております。ということの観点を考えると、今後、オミクロン株用のワクチン接種がまたスタートするというところで、今回、補正予算も出させていただいているところでありますが、やはり一番期待するところはワクチンというか、逆に言うと、それしかないというような状況であります。

ただ、そんな中で、私ども保健所には、この4月から感染症の専門家として対策官にも来ていただいて、これまでも助言、指導や、実際にクラスターへの介入、レッドゾーンの中に数時間いて活動するという事は、私などの素人が考えても本当にざわっとするような内容でありますけども、その中で活躍をさせていただいております。今、感染拡大をしている最中に行うことはちょっと難しいわけではありますが、今回の波がある程度落ち着いた頃には、そういったクラスターの対応ではなく、次の場面として、クラスターを起こさない対応ということで、これまでのこの2年半で培ってきた私どもの経験というものをやはり高齢者施設等にお伝えしていくという機会を頻繁につくることが、施設の中での大きな感染拡大を防ぐことになると思います。今は、今の対処しかもうでる状況にはありませんが、落ち着いた頃には、次のために、やはりクラスターを起こさないための対応について、施設等にレクチャーをしていくという機会をつくっていかないと、これほどの感染拡大の中で、やはりマークし切れません、保健所として。

したがって、医療機関は、一定の経験、それから一定の医療職を抱え、そして一定の知識を持って感染症に向かっておりますので、大きなことにはなっていない状況にありますが、やはり施設のほうは、そこまでの専門家がいないわけでもない、医療従事者も少ない、そんな中での運営ということになりますので、そういった方々に基本的な感染制御、あるいは感染拡大防止策、そういったものをきちっと関係部局の協力をいただきながらお伝えをしていき、ハイリスクの方々の感染をいかに出さないかというような市内の状況をつくっていかねばというふうに考えてございます。

**○小松委員** 最後です。

旭川市の保健所、医療機関を含めて、全道の各機関も住民に注意喚起をしながら、その時々で何に注意すべきかということも発信して、できる限り抑え込んでいきたいということで、一貫してそういう対応を取られてきています。しかし、にもかかわらず、コロナゆえなのか、第7波が勢いを持って感染を広げているということだと思っておりますよ。

今、部長には、この地域の中で、施設を含めて、今後、何が必要なのかということは述べていた

できました。ただ、基本はやっぱり、一人一人の市民、住民がしっかり注意をしていくということなんだろうと思うんです。そこに力を入れて、この間発信もされてきていると思うんですが、この後、同じ地域で食べマルシェも取り組まれますしね、相矛盾した2つの方向を向いての取組がなされてきていて、残念ながら、やっぱり、なかなか発信しても、分かりづらさも伴うんだろうと思うんです。社会経済活動と感染抑止策ということですから、矛盾する2つの方向を向かざるを得ないと。そういうさなかなんですが、改めて、市民に何を、今の事態の下で受け止めていただきたいのかということをお聞きしたいと思います。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** ウイズコロナでございますので、食べマルシェの話もありましたが、まさに食べマルシェを始めたのは隣に座っている林部長と私ということでございます。本来であれば、そういうイベントをやっぱり自由に楽しめる社会になれば、戻ればいいなというふうには本当に考えておりますけども、なかなかそうはいかないわけで、我々もこれまで、イベントの開催の際に主催者側から相談を受けることもございました。結局はやはり、委員のおっしゃるとおり、個々の意識の問題というのは非常に大きいわけでありまして。

ただ一方で、この委員会室の中にこれまで感染された方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、感染する2日前から感染性のあるウイルスを放出するわけなんですけど、そこまでは探知できません、本人は。なので、やはりそういったところがこのコロナの難しさと、割と症状が出てからウイルスの放出が多くはなるんですけれども、それまでの部分がなかなか探知できないという難しさがやはりこのコロナにはあるということでもあります。

この時期ですから、本当にいつどこで感染するか分からないということはもちろんのことなんですけど、いつ自分がコロナになっちゃうかわからないということは、その前から、自分自身も気をつけて、他人にうつさない、あるいは他人からももらわないという基本的な感染対策、その自覚というものをやはり市民一人一人にさらに持っていただくことが、全体の発生抑制につながることは間違いないと思います。本当に気をつけている方でも感染するということは、私の身の回りでもありましたし、本当に今の時代、どこでどういうふうにもらうか、言葉に例えると、降ってくるものに本当に偶然当たっちゃうかもしれないというような状況でありますので、そういったことからして、もちろん施設全体での対策とかというのは、それはそれで別に取り組んでいただくとして、そこに勤めている方々は市民でありますし、その市民一人一人が自覚を持った対策、あるいは言動というものをやることで、発生抑制というのはされていくもんだというふうには思います。ただ、それが、この人は大丈夫だけど、あの人はそうではないということが全体として散見されるのであれば、やはり、感染の予防というのはなかなか難しいということになりますので、ぜひ、市民の方々についてもいま一度、御自身が今行っている感染対策というのを見直していただき、これまでの株とは間違いなく感染力が違いますので、そういった危機感を持ち、さらには、軽症で終わるといふふうに言われておりますが、後に、やはり微熱が続いたり、のどの痛みが取れなかったり、そういったいわゆる後遺症というものが起きる確率というか、数が非常に多くなってきている状況にありますので、なるよりはならないほうがいいわけなので、そこを最後に対処するのは自分御自身だということ強く思っていたいただければなというふうに思います。

**○小松委員** 終わります。

**○佐藤委員長** 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、旭川建設労働者福祉センターホールの使用休止について、理事者から報告願います。

○林市民生活部長 市民生活部が所管しております市有施設の一部使用休止について、御説明申し上げます。

資料が配られているかと思えます。旭川市6条通4丁目に所在しております旭川建設労働者福祉センター、通称サン・アザレアですが、こちらについて、3階ホールの温風暖房機の缶体に亀裂が生じておりまして、そのため、ホールへ送る温風内に、微量ではありますが、一酸化炭素が検出されましたことから、安全な使用の確保が困難であるというふうに判断をいたしまして、暖房を必要とする令和4年11月1日から令和5年4月30日までの期間の使用を休止するとしていただいております。こうした事態に至った原因といたしましては、当該温風暖房機は平成13年9月に設置されておりまして、21年を経過してございます。その間、加熱と冷却の繰り返しによる缶体劣化が進行したことによるものというふうに考えておりますけれども、施設設備の改修につきましては、その工事の範囲ですとか手法、また工期、こちらをしっかりと見極めるために、また、調達する物品についても長期間必要なこともありますので、こうした期間の休止をやむなく決断したところでございます。

休止を予定している期間の12月に3日間、それから、来年1月に2日間の予約が既に入っているものがございましたけれども、使用の申請者に対しましては、指定管理者のほうから事情を説明いたしまして、使用の中止に御理解をいただいているというところでございます。

今後につきましては、当該ホールの使用休止について、市民への周知を徹底することはもちろんですけれども、ただいま申し上げたように、まず、利用者の安全を最優先に考えながらも、利用への影響を最小限に抑えられるような工事手法ですとか、工期もそうですけれども、こういったことをしっかりと調査、検討しながら、最善の対策を講じていきたいと考えております。なお、進捗状況に応じまして、こちらの議会のほうにもその都度、必要に応じて報告をさせていただければというふうに思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、理事者につきましては退席していただいて結構です。

次に、3、その他の民生常任委員会行政視察の委員派遣についてを議題といたします。お手元に配付しております委員派遣承認要求書(案)のとおり、記載の調査のため、議長に対し委員派遣の承認要求を行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐藤委員長 そのように決定し、議長に委員派遣承認要求書を提出することといたします。

なお、やむを得ない事情など、都合により変更が生じた場合の取扱いについては、委員長に一任をお願いしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐藤委員長 そのように扱わせていただきます。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会をいたします。

---

散会 午前11時42分